

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	ルーテル学院大学
設置者名	学校法人 ルーテル学院

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通科目	学部等 共通科目	専門科目	合計		
総合人間学部	人間福祉心理学科	夜・通信	14			14	13	
		夜・通信						
		夜・通信						
		夜・通信						
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

情報公開＞教育研究上の基礎的な情報＞教育内容 https://www.luther.ac.jp/college/information.html https://www.luther.ac.jp/albums/abm.php?d=100&f=abm00002408.pdf&n=2025jitumukyouuin%EF%BC%88%EF%BD%9E2022%EF%BC%89.pdf https://www.luther.ac.jp/albums/abm.php?d=100&f=abm00002409.pdf&n=2025jitumukyouuin (2023~%29.pdf

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	ルーテル学院大学
設置者名	学校法人ルーテル学院

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.luther.ac.jp/college/corporate/>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	弁護士	令和7年 5月 29日～ 令和11年 6月定時評 議員会終結 の時まで	法務
非常勤	設立母体牧師	令和7年 5月 29日～ 令和11年 6月定時評 議員会終結 の時まで	財務
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	ルーテル学院大学
設置者名	学校法人ルーテル学院

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 講義前年度 11 月位に科目担当教員に、統一的な様式で授業計画の作成を依頼している。シラバスの記載項目は、到達目標、履修の条件、講義概要(授業の方法、概要、各回の授業計画を含む)、成績評価の方法、予習・復習の内容及びそれに必要な時間、試験・レポート等のフィードバック、ディプロマポリシーとの関連性、テキスト、参考文献、備考(実務家経験のある教員による授業科目の場合は、ここにその旨を記載している。)である。 作成したものは、講義概要として印刷して4月のオリエンテーション時に教職員、学生に配布し、同時にシラバス部分はホームページにて公表している。	
授業計画書の公表方法	https://www.luther.ac.jp/academics/syllabus.html
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 単位認定については、 ・単位認定は、試験あるいはそれに代わる方法(レポートや授業毎の小テスト等)で行う。 ・学生については、シラバスで試験、レポート、小テスト、課題提出等の評価基準を明示している。 ・また授業形態により、科目によっては、その他の評価項目として授業への参加度、積極性、発言内容等意欲も加味することをシラバスで明示している。 ・規定の時間数以上欠席した科目については、単位認定を行わない。講義概要にて、履修上の特別の注意として、講義回数の3分の1、または4分の1を超えて欠席した場合、定期試験の受験資格を失うことを明示している。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 成績評価について ・成績評価は、試験あるいはそれに代わる方法で行います。 ・規定の時間数以上欠席した科目については、不合格（「不可」）となる。 ・成績評価は、 - 秀（100～90 点） - 優（ 89～80 点） - 良（ 79～70 点） - 可（ 69～60 点）以上合格 - 不可（ 59～0 点）不合格 ・GPA 制度について 上記の成績評価のほかに、GPA 制度を活用している。 本学では各科目の成績 1 単位につき、下記のポイントの評価点を与えています。 各科目の単位数に評価点を乗じたものの総合計を総履修登録単位数（不可の科目の単位数も含まれる）で除したものが GPA となる。 ※成績 1 単位につくポイント数 秀⇨4 ポイント、優⇨3 ポイント、良⇨2 ポイント、可⇨1 ポイント、不可⇨0 ポイント GPA = $\frac{(\text{秀の科目の単位数} \times 4) + (\text{優の科目の単位数} \times 3) + (\text{良の科目の単位数} \times 2) + (\text{可の科目の単位数} \times 1)}{\text{総履修登録単位数 (全科目)}}$ 学生の GPA は教務委員会で共有し、GPA 2.7 以上を成績優秀とし、翌年度履修登録上限を超えた履修「最高 54 単位」を認めている。他に進級判定、奨学金の選考にも利用している。 上記を HP で公表し、学生には講義概要に掲載して周知している。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.luther.ac.jp/college/information.html 情報公開＞教育研究上の基礎的な情報＞教育内容＞学修成果に係る評価・卒業の認定に当たっての基準 https://www.luther.ac.jp/albums/abm.php?d=100&f=abm00000768.pdf&n=%E5%AD%A6%E4%BF%AE%E3%81%AE%E6%88%90%E6%9F%9C%E3%81%AB%E4%BF%82%E3%82%8B%E8%A9%95%E4%BE%A1%E3%83%BB%E5%8D%92%E6%A5%AD%E3%81%AE%E8%AA%8D%E5%AE%9A%E3%81%AB%E5%BD%93%E3%81%9F%E3%81%A3%E3%81%A6%E3%81%AE%E5%9F%BA%E6%BA%96.pdf

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 卒業認定・学位授与に関する方針（ディプロマポリシー）として、以下のことを定め、HP 及び講義概要で公表している。 ルーテル学院大学は、建学の精神に則り、人間を包括的にとらえる「心と福祉と魂の高度な専門家」を養成することを目的とします。この目的を実現するために、「キリスト教的人間理解」を基盤として、「福祉」「心理」を学際的に学べる専門教育と教養教育とを中心として、人間を総合的に理解し援助する力を養うためのカリキュラムを提供します。その中から、学生各自の関心と目的意識に応じて、必修科目を含む所定の単位を履修し、それによって下記の資質と能力とを獲得した者に対して、卒業を認め、学士（総合人間学）の学位を授与します。 1. いのちを尊び、他者を喜んで支える人間性 2. 全人的なヒューマン・ケアに必要な高度な専門性 3. 総合的・実践的な学習能力 4. 他者理解と自己表現のためのコミュニケーション能力 卒業認定は、認定基準を策定し公開しており、それに従い卒業要件に定める所定の単位及び教養科目、専門科目の履修においてディプロマポリシーを満たす科目の単位を修得した者に、卒業判定教務委員会、卒業判定教授会の審議を経て学長が卒業を認定し、学士（総合人間学）の学位を授与する。
卒業の認定に関する 方針の公表方法	3つのポリシー＞総合人間学部＞卒業認定・学位授与に関する 方針（ディプロマポリシー） https://www.luther.ac.jp/college/policy.html

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	ルーテル学院大学
設置者名	学校法人ルーテル学院

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.luther.ac.jp/college/information.html 情報公開＞中期計画・事業計画/報告・財務諸表＞財務諸表
収支計算書又は損益計算書	https://www.luther.ac.jp/college/information.html 同上
財産目録	https://www.luther.ac.jp/college/information.html 同上
事業報告書	https://www.luther.ac.jp/college/information.html 同上
監事による監査報告（書）	https://www.luther.ac.jp/college/information.html 同上

2. 事業計画（任意記載事項）

単年度計画（名称： 事業計画 対象年度：2025年度 ）
公表方法： https://www.luther.ac.jp/college/information.html
中長期計画（名称： 中期計画 対象年度：2025～2029年度 ）
公表方法： https://www.luther.ac.jp/college/information.html

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法： https://www.luther.ac.jp/college/information.html

(2) 認証評価の結果（任意記載事項）

公表方法： https://www.luther.ac.jp/college/information.html

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 総合人間学部
教育研究上の目的（公表方法： 教育研究上の目的（公表方法：教育研究上の目的＞総合人間学部 https://www.luther.ac.jp/college/sprit.html#%E6%95%99%E8%82%B2%E7%A0%94%E7%A9%B6%E4%B8%8A%E3%81%AE%E7%9B%AE%E7%9A%84）
（概要）本学はキリスト教を基盤とした人格教育のもと、ルターの宗教改革の精神に基づき「キリストの心を心とし神と世に仕える人材」、特に心と福祉と魂の高度な専門家を養成する教育事業を、教育基本法及び学校教育法に従って行うことを目的とします。
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法： 3 つのポリシー＞総合人間学部＞ディプロマ・ポリシーhttps://www.luther.ac.jp/college/policy.html）
（概要）ルーテル学院大学は、建学の精神に則り、人間を包括的にとらえる「心と福祉と魂の高度な専門家」を養成することを目的とします。この目的を実現するために、「キリスト教的人間理解」を基盤として、「福祉」「心理」を学際的に学べる専門教育と教養教育とを中心として、人間を総合的に理解し援助する力を養うためのカリキュラムを提供します。その中から、学生各自の関心と目的意識に応じて、必修科目を含む所定の単位を履修し、それによって下記の資質と能力とを獲得した者に対して、卒業を認め、学士（総合人間学）の学位を授与します。 1. いのちを尊び、他者を喜んで支える人間性 2. 全人的なヒューマン・ケアに必要な高度な専門性 3. 総合的・実践的な学習能力 4. 他者理解と自己表現のためのコミュニケーション能力
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法： 3 つのポリシー＞総合人間学部＞カリキュラム・ポリシーhttps://www.luther.ac.jp/college/policy.html）
（概要）ルーテル学院大学は、以下のような方針でカリキュラムを提供しています。学生は人間学系、社会福祉学系、臨床心理学系から科目を選択します。そして、履修モデルを参考にしつつ、学際的な学びをし、心と福祉と魂の高度な専門家に必要な価値、知識、技術を身に付けます。 1. キリスト教といのちについての学びを深める教育 2. 生命について学び、生きる力を体得する教養教育 3. 世界の言語・文化・社会の理解を深める国際教育 4. 総合的に人間についての学びを深める総合人間学教育 5. キャリア形成に結びつく専門教育 6. 思索力を育み、能動的な学びを促す少人数教育 7. 実習、インターンシップを核とした体験重視の実践教育

入学者の受入れに関する方針（公表方法：3つのポリシー＞総合人間学部＞アドミッション・ポリシー<https://www.luther.ac.jp/college/policy.html>）

（概要）ルーテル学院大学は建学の精神に基づき、人間を包括的にとらえて、「心と福祉と魂の高度な専門家」を養成することを目的とします。特にいのち、心、子どもと家族、障がい者や高齢者、地域社会などを総合的に捉える力を養います。この目的にそった人材を育成するために、これまでの学習および経験を通じて下記のような意欲・態度・知識を有する学生を求めます。

1. 人と社会に貢献する意欲
2. 基礎的なコミュニケーション能力
3. 主体的に調べ、考え、学ぶ積極的な姿勢
4. 他者と協働して学ぶ態度
5. 基礎的な学力
6. 本学の教育の特色の理解

入試に係る取組・改善状況について、記述式の課題を試験当日に出題するなど、文章作成能力、発想力を計る試験を追加した。

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：<https://www.luther.ac.jp/college/corporate/>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
総合人間学部	1 人	－					1 人
	－	8 人	4 人	1 人	3 人	0 人	16 人
	－	人	人	人	人	人	人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
0 人		57 人					57 人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法： https://www.luther.ac.jp/academics/teacher/					
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							
FDSD 委員会が年間計画を立案し、全教職員を対象にした研修会を開催している（4 回） 多様なテーマ及び内容とし、基調講演・講義・グループディスカッション等による参画型の研修会として、大学を取り巻く社会環境や本学が抱える諸課題、そして様々な取り組みについて極めて積極的且つ有益な学びの機会となっている。 当研修会を通じて、参加者一人ひとりが教育機関で働く組織人としての知見・知識を得ると共に情報の共有化による更なる組織の体制強化に寄与しているものと考えられる。							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
総合人間学部	0 人	0 人	0%	290 人	156 人	53.8%	0 人	0 人
	人	人	%	人	人	%	人	人
合計	0 人	0 人	0%	290 人	156 人	53.8%	0 人	0 人
（備考）2025 年度より募集停止のため、入学者なし。								

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
総合人間学部	79 人 (100%)	11 人 (13.9%)	47 人 (59.5%)	21 人 (26.6%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	79 人 (100%)	11 人 (13.9%)	47 人 (59.5%)	21 人 (26.6%)
（主な進学先・就職先）（任意記載事項）社会福祉法人東京聖労院、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会、日本女子大学大学院など				
（備考）				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
総合人間学部	93 人 (100%)	59 人 (63.4%)	15 人 (15.0%)	18 人 (20.4%)	1 人 (1.1%)
	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	93 人 (100%)	59 人 (63.4%)	15 人 (15.0%)	18 人 (20.4%)	1 人 (1.1%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要)
講義前年度 11 月位に科目担当教員に、統一的な様式で授業計画の作成を依頼している。シラバスの記載項目は、到達目標、履修の条件、講義概要（授業の方法、概要、各回の授業計画を含む）、成績評価の方法、予習・復習の内容及びそれに必要な時間、試験・レポート等のフィードバック、ディプロマポリシーとの関連性、テキスト、参考文献、備考（実務形計のある教員による授業科目の場合は、ここにその旨を）である。作成したものは、講義概要として印刷して 4 月のオリエンテーション時に教職員、学生に配布し、同時にシラバス部分はホームページにて公表している。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要) 単位認定については、				
・単位認定は、試験あるいはそれに代わる方法（レポートや授業毎の小テスト等）で行う。 ・学生については、シラバスで試験、レポート、小テスト、課題提出等の評価基準を明示している。 ・また授業形態により、科目によっては、その他の評価項目として授業への参加度、積極性、発言内容等意欲も加味することをシラバスで明示している。 ・規定の時間数以上欠席した科目については、単位認定を行いません。講義概要にて、履修上の特別の注意として、講義回数の 3 分の 1、または 4 分の 1 を超えて欠席した場合、定期試験の受験資格を失うことを明示している。				
卒業認定は、認定基準を策定し公開しており、それに従い卒業要件に定める所定の単位及び教養科目、専門科目の履修においてディプロマポリシーを満たす科目の単位を修得した者に、卒業判定教務委員会、卒業判定教授会の審議を経て学長が卒業を認定し、学士（総合人間学）の学位を授与する。				
学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	G P A 制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
総合人間学部	人間福祉心理学科	124 単位	有・無	48 単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
G P A の活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：

(キャンパス紹介)

<https://www.luther.ac.jp/college/campus.html>

(校地・校舎等の施設)

<https://www.luther.ac.jp/albums/abm.php?d=100&f=abm00000818.pdf&n=%E6%A0%A1%E5%9C%B0%E3%83%BB%E6%A0%A1%E8%88%8E%E7%AD%89.pdf>

(耐震化率)

<https://www.luther.ac.jp/albums/abm.php?d=100&f=abm00000819.pdf&n=%E5%BB%BA%E7%89%A9%E3%81%AE%E8%80%90%E9%9C%87%E5%8C%96%E7%8E%87.pdf>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
総合人間 学部	人間福祉 心理学科	880,000 円	200,000 円	350,000 円	2022 年度以降入学者、その他は施設費 250 千円、設備費 100 千円、（該当者のみ長期履修登録料 50 千円、休学在籍料 150 千円）
		800,000 円	200,000 円	350,000 円	2021 年度入学者、その他は施設費 250 千円、設備費 100 千円（該当者のみ長期履修登録料 50 千円、休学在籍料 150 千円）
		800,000 円	200,000 円	320,000 円	2020 年度入学者、その他は施設費 230 千円、設備費 90 千円（該当者のみ長期履修登録料 50 千円、休学在籍料 150 千円）
		円	円	円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
（概要） HP にて〈修学支援に関する方針〉を以下のように明示している。 本学の使命（ミッション）「『一人ひとりを大切にする教育』を通じて『キリストの心を心として神と世に仕える』人材を育成する」に基づき、修学面において全ての学生の個別のニーズに対応できるよう、教職員・関係部署が連携、協力して支援する。また、障がいのある学生についても、障がい学生支援に関する方針を明示し、障がい学生委員会を設置し、必要なサポートを行っている。学生納付金（前期および後期分）については、指定の期日までに納付することとしているが、申請により分納・延納を認めている。また学生の経済状況によって個別の相談に応じることがある。
b. 進路選択に係る支援に関する取組
（概要） HP にて、〈就職進路支援に関する方針〉を以下のように明示している。 教職員・卒業生・キャリアコンサルタントなどを基盤とした強固なネットワークが形成され、学生一人ひとりに対応した充実のサポート体制が整っている。 ・「キャリアデザイン（基礎・実践）」の開講 ・年間を通じたテーマ別の就職進路ガイダンスおよび相談会の開催 ・全学生への個別面談 ・キャリアコンサルタント、教職員による進路相談・履歴書添削・模擬面接指導など ・求人票閲覧システム 求人 NAVI の導入
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
（概要）HP にて〈生活支援に関する方針〉を以下のように明示している。 全ての学生が、安心・安全なキャンパス生活を送ることができるよう、生活面、健康面、心理面、経済面における相談体制を整え、学生に必要な支援をする。 生活面では学生支援センター、健康面、心理面では健康管理室と学生相談室が連携して、経済面では学生支援センターと学生サポート委員会が学生からの相談を受け、連携して必要な支援を実施している。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：<https://www.luther.ac.jp/college/information.html>

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	F113310103466
学校名（〇〇大学 等）	ルーテル学院大学
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人ルーテル学院

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		36人（－）人	36人（－）人	39人（－）人
内 訳	第Ⅰ区分	26人	23人	
	（うち多子世帯）	（人）	（人）	
	第Ⅱ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（人）	（人）	
	第Ⅲ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（人）	（人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	人	人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－	－	
	区分外（多子世帯）	人	人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				39人（－）人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	—	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が廃止の基準に該当）	—	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意 欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	—	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良である
ことについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2 年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたこと
により認定の取消しを受けた者の数

退学	—
3月以上の停学	0人
年間計	—
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	—	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	—	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意 欲が低い状況	0人	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。